

第三代埼玉県令・初代知事吉田清英の経歴について

―県令任命までの歩み―

佐藤 美 弥

はじめに

(1) 本稿の課題

本稿は第三代埼玉県令で、県令在任中に地方官官制の制定によって初代知事となった吉田清英(天保十一(一八四一)〜大正七(一九一八))について、これまで知られていなかった経歴など、新たに明らかになった事実について、とくに県令任命までの時期に着目して述べようとするものである。

埼玉県立文書館では平成二十九年(二〇一七)三月十一日から四月十六日まで「埼玉の県令Ⅱ 吉田清英展 ―県令が見た埼玉の明治―」(県立文書館展示室)を、また同年四月二十五日から七月二十三日まで「埼玉の人物 第三代県令 吉田清英」(県立歴史と民俗の博物館常設展示室)を開催した。この二つの展示を準備する過程では、吉田のご子孫の協力も得られ、新出資料の提供があり、また東京都公文書館など他機関収蔵文書の調査によって、いくつかの新たな事実が判明した。

これまで吉田は、在任期間が短かった初代県令野村盛秀の後任として第二代県令を務め、明治初期の県政を担った白根多助などに比して

注目されることが少なかった。一方で吉田は明治十年代後半、つまり大日本帝国憲法体制下へと移行する、近代国家の体制整備が進められた過渡期の県政を担った人物であった。在任中には秩父事件(明治十七年)、県庁移転の上申(同二十年)などの重大事件があり、また退任後は県内の本庄町(現本庄市)に居住し、蚕糸業の振興に取り組んだ。しかし、後述するようにその経歴には、はっきりしない部分も多かった。このような状況をふまえて、今後の研究の前提を構築するために吉田の経歴等を再検討し、合わせて新出資料を提示する。

まず「埼玉県行政文書」に収録された吉田の履歴を確認し(一)、出生から戊辰戦争まで、東京府時代、酒田県及び鶴岡県時代の経歴について再検討する(二〜四)。そして、埼玉県に転じて以後の時期における、新出資料によって明らかになった明治天皇への乗馬の献上(五)について述べる。

(2) 先行研究について

歴代埼玉県知事については、小山博也が昭和二十年(一九四五)の

敗戦までの官選知事（県令を含む）四一人のうち一六人を対象に『埼玉県史研究』で個別の研究論文を発表した。それらの成果は小山『埼玉県政と知事の歴史的研究』（新興出版社、一九九六）にまとめられた。しかし、そこで吉田は取り上げられなかった。地方官官制制定前の三人の県令では白根多助が取り上げられ、白根県政において書記官を務めた吉田についての言及がある程度である。

吉田の人物と事績についてまとめた記述があるのは、埼玉県編『埼玉県行政史 第一巻』⁽¹⁾である。当館収蔵「埼玉県行政文書」中の履歴、埼玉県における蚕糸業の歴史を主題とした井上善治郎『まゆの国』における吉田の伝記的記述⁽²⁾、そして、明治期から戦前期までの本県政治を記述した青木平八『埼玉県政と政党史』⁽³⁾などによって、吉田の経歴、人物像、在任中の県政についてまとめられている。

『埼玉県行政史』は、新政府の官吏となり、埼玉県に転任する前ま



吉田清英肖像
「歴代知事肖像写真整備関係」
（埼玉県行政文書 A16989）のうち

での経歴について、薩摩藩士の子として生まれ、慶応四年（一八六八）正月、新政府の山陰道鎮撫総督西園寺公望に従い山陰道に進み、その後北陸道に転戦し、「総大小荷駄方」となり北越戦争に参加したこと、明治四年（一八七二）に東京府権典事⁽⁴⁾となり、同七年（一八七四）に酒田県七等出仕に転任、翌年には七等判事を兼任したこと、そして同九年（一八七六）に埼玉県権参事に転任以降、同十年（一八七七）に少書記官⁽⁵⁾、同十一年に大書記官と昇任したことを記述している。

その人物像については前掲『まゆの国』からの引用により、「どっしりした態度」で「威圧を感じ」るような人柄で、「恐れられ慕われている」というふう⁽⁶⁾に記述され、他方、前掲『埼玉県政と政党史』の「官尊民卑の風を助長するの嫌⁽⁷⁾」という記述を引用し、そうした傾向が県会との摩擦を生じさせる一因となったと指摘している。

県令・県知事⁽⁸⁾在任中の県政については、吉田県政期に突発的に発生したできごととして、水害（明治十五・十八・二十二年）、秩父事件（同十七年）、コレラ蔓延（同十九年）を挙げ、これらに対応して開催された臨時県会では県と県会の意見対立は起きなかったが、政府の政策に基づく備荒儲蓄問題、各年度の予算案、そして各地域での道路建設などについては県会との鋭い対立があったことを指摘している。他方で吉田が勸業政策に注力したことにも言及し、とりわけ蚕糸業の振興に取り組み、蚕糸組合の設置や験拵取締規則の制定等を積極的に進めたことを述べている。

そして、明治十九年（一八八六）地方官官制の制定に伴い知事となったこと、同二十一年（一八八八）四月に制定された町村制にもとづいて、県内の町村合併を進めたことなど、在任中の事績を紹介し、同二十二

年（一八八九）に非職となり、その後は本庄町で養蚕指導、蚕種製造、桑園の経営等にあたったことを述べている。以上のように『埼玉県行政史 第一巻』の記述は、吉田の経歴・生涯を簡潔に記述している。

なお白根県政期における吉田の動向については、佐野久仁子・長島小夜香（『史料紹介』）書簡にみる初期埼玉県政―県令白根多助と書記官吉田清英^⑥で、当館収蔵白根家文書のなかの吉田による白根宛の書状を翻刻し、明らかにしている。

吉田の生い立ちや非職となったのちに転居した本庄町での動向については、吉田の住宅に書生として寄宿した経験がある宮城平五郎による手記によってその一端を知ることができる。公刊されたものとしては、宮城平五郎「故吉田清英翁御経歴を偲ぶの記」^⑦があり、同書の内容に著者と吉田との関係などを加筆した冊子が存在する（末尾に一九七〇年の年記がある）。これによれば、宮城は静岡県小笠郡小笠町古谷（現菊川市古谷）出身で、明治三十六年（一九〇三）三月八日に出郷し、本庄の吉田邸に書生として寄宿、大正十年（一九二一）まで生活した。また未刊の資料として、吉田の三男永祐の死後三十五年祭に、宮城が吉田家に贈った『温古録』（個人蔵、一九六一）がある。前掲・宮城の手記と多少の相違点がある伝記が示されるほか、他にみえない「経歴書」の写などが掲載されている。これら宮城の手記によって、公にされていない吉田の経歴について間接的ながら知ることができるとする。

以上のような研究状況や資料の残存状況を踏まえて、以下、吉田の経歴等について再検討していく。

なお吉田県政については吉田その人のみに負うものでなく、また前

掲『埼玉県行政史 第一巻』や『新編埼玉県史 通史編五 近代一』に記述され、当該期に県が発した法令については『埼玉県史料叢書』の第一七巻乃至第二〇巻に収録されている。そのため本稿では、あくまで吉田個人に着目していくが、本稿において明らかとなる新たな事実があるとするれば、それらの事実を吉田県政と対照することにより、吉田の官吏としての個性を析出することができると思う。

一 埼玉県行政文書に収録された履歴

吉田の経歴については、明治十九年の埼玉県知事任命までの履歴が記載された「履歴 薩摩鹿児島藩吉田清英履歴書調（埼玉県権参事↓書記官↓知事）」【史料一】が基準となる。

【史料一】

吉田清英 通称清蔵又ハ六二ト称ス

薩摩鹿児島ノ藩士、天保十一年庚子十月十七日ヲ以テ生ル、明治元年戊辰正月鎮撫使西園寺公望ニ随ヒ山陰道ニ発ス、同年四月北陸道進軍大小荷駄方差引役トナリ、同年六月長岡出張参謀本営ヨリ北陸道総大小荷駄方ヲ命セラル、同二年己巳十二月十五日戊辰之年賊徒騷擾ノ時軍事勉励ノ功ヲ賞セラレ金百五拾兩ヲ賜フ、同四年辛未十一月二十日東京府権典事ニ任シ、同五年壬申五月四日典事ニ進ミ、同六年癸酉八月九日（朱字で「官制改定」の傍注）大属トナル、同七年甲戌十二月三日酒田県七等出仕ニ補シ、〔欄外に「同八年乙亥六月五日」の注〕七等判事ヲ兼任ス、同九年丙子六月十三日埼玉県権参事ニ任シ、同年八月二日正七位ニ叙ス、十年丁丑一月廿日（朱字で「官制改定」の傍

〔注〕少書記官トナリ、同十一年戊寅五月十五日大書記官ニ進ミ、同十二年己卯十二月十八日從六位ニ叙ス、同十四年辛巳八月六日鶴岡県七等出仕奉職中并本県地租改正事務勉勵ノ功ヲ賞セラレ白縮緬一疋ヲ賜フ、同十五年壬午三月二十四日令ニ任シ、月俸式百円ヲ賜フ、同年五月一日從五位ニ叙ス、同十八年乙酉二月二十一日月俸式百五十拾円ヲ賜フ〔欄外に「同年六月一日官幣中社金讃神社へ告祭勅使トシテ参向ヲ命セラル」の注〕、同年十一月二十六日ニ勲六等ニ叙シ单光旭日章ヲ賜フ、十九年丁戌七月十九日知事〔朱字で「官制改定」の傍注〕ニ任ス、奏任官一等ニ叙シ下級俸ヲ賜フ⁸⁾

以上の履歴に加え、「元県官履歴 埼玉県（鹿児島県）吉田清英履歴書（埼玉県少書記官↓埼玉県令）」⁹⁾では、さらに知事任命以降の履歴として、明治二十二年（一八八九）十二月二十六日に非職を命じられ、同二十五年十二月二十五日に非職満期となったことが記されている。

明治四三年七月の非職¹⁰⁾知事退任後の経歴は、非職後に移住した本庄宿での蚕糸業への貢献による藍綬褒章受章の際に作成された事績調書「褒賞 児玉郡本庄町吉田清英実業功劳ニ付表彰ノ件農商務大臣へ内申」（明二〇一五―一四―二）によって知ることができるが、本稿が対象とする時期を超えるので、ここでは言及しない。

これら「埼玉県行政文書」に収録された履歴が、吉田の経歴の基準となるものである。以下ではこれらを前提として検討を加えていきたい。

二 出生から戊辰戦争まで

（一）出生について

吉田の出生から東京府出仕前までの経歴は明らかでないが、前掲・宮城「故吉田清英翁御経歴を偲ぶの記」よりその一端を知ることができる。

出生年についてはすでに述べたように天保十一年（一八四〇）十月十七日であるが、出生地は鹿児島城下加治屋町であった。前掲・宮城の手記には、「〔吉田〕翁は薩摩藩士鎌田氏の出にして、父君は仲八、母上はマスと謂われ、天保十一年十月十七日薩摩国鹿児島郡鹿児島加治屋町に生まれ、幼名鉄袈裟と称し、後名を清英と改む。兄二人姉妹三人あり、両兄共に早世せられ世嗣となる」¹¹⁾とある。すでに述べた出生年月日のほか、出生地や親族の情報が記述されている。「鎌田氏の出」という記述については、前掲・宮城『温古録』では「母はますと謂い同薩摩藩士鎌田氏の出なり」とあるので、これは吉田自身の生家ではなく、あくまで母の生家であろう。出生地の加治屋町は、薩摩藩の下級武士の居住地であり、西郷隆盛、大久保利通等幕末維新期に活躍した人々を輩出した地域であった。

吉田は、薩摩藩士として活動するが、宮城によれば、「長じて藩府に仕え定姫君に扈從して京都に往来、忠勤を励む」¹²⁾とある。「定姫」とは島津斉彬の養女「貞姫」のことであろうか。戊辰戦争勃発前の動向についてわかることはこれくらいである。

（二）戊辰戦争における山陰道鎮撫と吉田

その後、吉田は幕末の政治状況のなかで戊辰戦争に出陣し、山陰道

鎮撫總督西園寺公望に従うこととなった。前掲・宮城の手記では、「明治戊辰の役には王事に赴き、西園寺總督に随い山陰道生野銀山を無事解決して平定に務め、続いて越後征討の際は、兵站部の任に就き是を平定するに及び太政官より恩賞せらる。時の參謀長黒田清隆は、該地に知県たらしめんと推薦されしも、偶々老母の病弱に遭い許されて我家に帰り専ら母堂の孝養に当る。其の勞あつて快復を見る。爰に於いて藩の地方改革事務に軼掌し事績を挙ぐる所あり」と述べている。

この戊辰戦争時の吉田の動向については、関係資料からその一端を明らかにすることができる。慶応四年（一八六八）正月二日、鳥羽・伏見の戦いで旧幕府軍と新政府軍の戦端が開かれると、同日、新政府参与西園寺公望が山陰道鎮撫總督に任命され、翌五日西園寺家諸大夫及び薩長二藩の各一小隊を率いて中国地方の幕府代官及び諸領主の鎮撫に出発した。西園寺に従った軍勢は、『西園寺公望伝』では、西園寺の「御供廻り三十余人」のほか、御守衛總督薩摩藩參謀として黒田嘉右衛門（後の枢密顧問官黒田清綱）、薩摩藩の隊長として川南東右衛門、折田要蔵、伊藤四郎左衛門（祐徳）の三名の名が挙げられ、薩長各一小隊、合わせて「総勢三百名」としている¹³⁾。

慶応四年正月時点の京における薩摩藩兵は、小銃で武装した小隊二〇と砲隊三で構成されていた。一小隊は約八〇人で、小隊本部に斥候兵、狙撃兵、小荷駄方（弾薬、食糧の輸送や人馬の調達、土工を担当）などが付属した、合計一二〇人内外の隊であった。そのうち山陰道鎮撫總督に従ったのが、伊藤四郎左衛門を隊長とする藩内の地方士族を集めて編成した番兵一番隊であった¹⁴⁾。次にみるように、この隊に付属した小荷駄方の中に吉田がいたのである。

明治二年（一八七九）二月に鹿児島藩¹⁵⁾に提出された各隊の行動報告【史料二】のなかに吉田の名がみえる。ここでは、薩摩藩小荷駄方の肝付郷右衛門が、小荷駄總括折田要蔵、人馬奉行三島弥兵衛（通庸）、御徒目付吉田清蔵（清英）の行動について次のように述べている。この清蔵が、前述の履歴にみるとおり、清英がこの時期使用していた通称である。

【史料二】

小荷駄總括

折田 要 蔵

人馬奉行

三 島 弥兵衛

御徒目付

吉 田 清 蔵

右者一昨卯年十一月同局に而上京被 仰付京都道正庵着陣同十二月九日以來騒動伏見鳥羽表諸所戦争初中後局中に而関係之儀何篇遂示談致取扱候得共辰正月五日以來丹波表え出張有之由初終之事件存不申尚又 当人より可申上候¹⁶⁾

このように吉田らは慶応三年（一八六七）十一月に「小荷駄局」から上京を命じられ、十二月九日に京の道正庵（現京都市上京区に所在）に着陣した。このとき吉田の職名は「御徒目付」であった。翌年正月二日に戦端が開かれた鳥羽伏見の戦いの際には、局のなかで協議を行ったが、同五日に山陰道鎮撫總督に随行するために出張したので

あった。

注目すべきは、このなかに吉田とともに三島弥兵衛（通庸）がいることである。後述するように、後に東京府や酒田県（鶴岡県）で上司下僚の関係となる三島と吉田が、戊辰戦争時にすでに同様の行動を取っていたのである。

それでは宮城の手記にある、吉田が「山陰道生野銀山を無事解決して」という吉田と天領生野銀山との関わりとはどのようなものだろうか。一月十四日以前に「西園寺様付添之向」から出石藩、豊岡藩に対して「生野銀山代官元締、妻子ニ至迄召捕候様」達があり、同十六日には同所の「取押」が済んでいる¹⁰¹ので、このときのことと考えるのが自然である。

薩摩藩番兵一番隊隊長の伊東四郎左衛門の手記の三月十五日条には、姫路藩高砂宿に在陣中、「生野銀山詰折田主税為伺参陣生野表別而平穩の形成言上相成候」¹⁰²とあり、また前掲の薩摩藩兵の行動報告のなかの小荷駄方配下の宮繕方人足の一部の行動として「京都着陣以後諸隊より余夫にて土工手方江被召付道正庵にて相受取辰正月四日より折田要蔵但馬表江召列差越帰京同四月廿六日より越後口出張小荷駄局江被召付候」とある¹⁰³。

吉田の足取りは明確にはみえないが折田と行動を共にし、本隊から離れ、生野銀山に滞在後、三月下旬に帰京、四月二十六日にその他の在京の小荷駄方とともに北陸道に出張するという経路をたどったのではないだろうか。

(3) 戊辰戦争における北越戦争と吉田

西園寺率いる山陰道鎮撫総督の軍勢は、丹波、丹後、但馬を経て、因幡、伯耆、出雲に進み、親藩松江藩を恭順させ、美作、備前、播磨を経て一度の戦闘も経ずに京都に帰着した。三月二十八日のことであった。西園寺は閏四月五日に東山道第二総督に任命された¹⁰⁴。同十四日には、薩摩、長州二藩に東北出兵が命ぜられ、まもなく加賀、広島などの諸藩にも出兵が命ぜられた。同十九日には北陸道先鋒総督兼鎮撫使高倉永祐を北陸道鎮撫総督兼会津征討総督に任命し、薩摩藩の黒田了介（清隆）、長州の山県狂介（有朋）を参謀として両藩兵を北陸に派遣、閏四月十九日に越後国高田に至った¹⁰⁵。

なお西園寺は閏四月二十三日に北国鎮撫使、翌日に三等陸軍将に任命され、六月十四日に会津征討総督府参謀に転じ、同二十日に大参謀に任命された。西園寺の高田到着は五月のことである¹⁰⁶。前述の吉田の履歴に照らせば、黒田が率いる薩摩藩兵の隊に小荷駄方として従い、北越戦争を戦ったと考えるのが自然である。

新政府と長岡藩との戦争が激烈となり、六月には新政府軍は兵や物資の不足に悩まされるようになった。薩摩藩、福井藩に弾薬その他物資を越後高田に送るように再三達している¹⁰⁷。北陸道に発する際には藩から「大小荷駄方差引役」に任命され、戦地において北陸道鎮撫総督参謀から「総大小荷駄方」に任命されたという吉田は、こうした戦況のなかで、物資の輸送等を担当したと考えられる。七月末には戦いの帰趨が決定的となり、また奥州では九月、会津藩も降伏した。

西園寺は戦後の会津に赴いたのち、十月には越後口総督府付大参謀から新潟府知事に任命されたが、翌年正月二日に辞して東京へ向かつ

た。東京へ移動した西園寺は軍から、また新政府からも離れ、開成所
に入学、まもなくフランスへと留学した^四。

このような戦争の経過のなかで、吉田が戦地を離れ薩摩に帰国した
時期はよくわからない。たとえば参謀の黒田は北越戦争の後、庄内に
転戦、いったん鹿児島に帰り、その後箱館戦争に参加しているが、吉
田の経歴のなかには庄内での戦争や箱館戦争への言及はない。確定的
なことは不明というほかないが、北越戦争後の吉田は明治元年（慶応
四年（一八六八）九月改元）の後半から翌年前半の間、北陸・東北戦
線の帰趨がみえたところに薩摩国に帰国、鹿児島藩政に従うこととなっ
たのであろう。

（4）戊辰戦後の鹿児島藩と吉田

戊辰戦後の吉田は「埼玉県行政文書」の履歴では明治二年（一八六九）
年十月五日に鹿児島藩の大属に任命され、十二月十五日には太政官か
ら戊辰戦争時の功績に対して下賜金が与えられたとされている。

しかし、前掲「宮城『温古録』」に写された「経歴書」では異なる記
述がある。ここでは明治二年（一八六九）三月に鹿児島藩から賞典禄
六石が下賜され、同時に「民事奉行見習」を申し付けられている。そ
して同年六月には「地頭副役」となり、十一月には「日州諸県郡上庄
内郷検地出張」を申し付けられている。こうした経歴は宮城の手記の
「地方改革に軌掌」という記述に対応するものである。

鹿児島藩は明治元年（一八六八）から藩政改革に着手しているが、
同年十月に政府が達した藩治職制に基づき藩の組織の抜本的な改革
に着手したのが、同二年（一八六九）二月のことだった。同月十八日

に藩主島津茂久が版籍奉還を表明し、同月二十日には新たな藩治職制
を発した。それは、従来の家老座を知政所とし、その下に軍務、会計、
糶明、監察の四局を置くものだった。同年十月十五日には新政府の
機構改革に対応して、民事、出納、生産、管繕、製造、糧餉の六方を
擁する会計局の職掌のうち民事方を分かち、新たに民事局を置いた^四。
ただし、ここでは吉田が就いたという「大属」という職名はみえない。
また一般的に、明治元年夏に東北での戦争に従軍した薩摩藩の凱旋兵
士は、秋以降に国元に戻り、藩政改革で大きな発言力をもつに至った。
以上のようなことを勘案すると、明治二年（一八六九）の十月に鹿
児島藩大属となったという「埼玉県行政文書」の履歴中の経歴よりも、
『温古録』収録の「経歴書」の記述、つまり同年の三月に「民事奉行見習」
となり、検地などに従事したということが、事実により近いように思
われる。しかし、なぜ「埼玉県行政文書」の記述がそのようなになっ
たのかは不明というほかない。

太政官からの下賜金については、「太政官日記」の明治二年
（一八六九）十二月十三日条に太政官から一人に一時金等が下賜さ
れている記事がみえ、そのなかで「吉田清蔵」に金一五〇両が下賜
されている。その理由は、「戊辰之年賊徒掃攘之砌軍事勉勵之段神妙
之至被 思食仍為其慰勞目錄之通下賜候事」^四。というものであった。
なおここでは「掃攘」とあるように、「埼玉県行政文書」の履歴にあ
る「騒擾」という表記は同音異字の誤記であろう。

以上のように、戦地から帰国した吉田は、版籍奉還後に鹿児島藩の
民事方（民事局）において、検地などの民政関係を担当したと考えら
れる。

三 東京府での経歴

公文書上に官吏としての吉田の記録が現れるのは東京府出仕の時期からになる。前掲・宮城の手記では「明治四年其筋の召に応じて東上」とあるが、前掲・『温古録』の「経歴書」には、十月に藩から「藩用ニ付出京」が申し付けられている。以下、東京都公文書館所蔵の「東京府公文書」から東京府での吉田の経歴についてみていこう。

明治四年（一八七二）十一月二十日付で、「吉田六二 任東京府権典事」^①の記録がある。「六二」の名の部分に朱字で「息長」「清英」の傍注がある。新政府は明治四年（一八七二）まで、官吏にいわゆる源平藤橘等の姓戸を名乗らせていたが、同年十月十二日に太政官から、公用の文書から姓戸を除き苗字名のみを用いるよう達があった^②。この文書が作成されたのはその直後のことであり、従来通りに表記したのだろう。吉田はこの時期、吉田氏に多くみられる「息長」姓を名乗っていたこと、また「清英」と改名したことがわかる。「権典事」の下部にはやはり朱字で「營繕」とあり、別の文書では同日付で「營繕掛可相勤事」とあるので東京府への任官当初は營繕関係の事務を担当していたことがわかる^③。

また別の簿冊では、吉田の東京府での転免履歴が記録されている【史料三】。

【史料三】

鹿兒島藩貫属士族

天保十一年庚子十一月生 吉田 息長 清英 壬申三十四

通称 元清蔵 六二

己巳十月五日

一 任大属 鹿兒島藩

同十二月十五日

一 戊辰戦之年賊徒掃攘之御軍事勉勵之段神妙之至ニ候 思召仍為慰

勞之目録之通下賜候事

目録

金百五拾両

但御金之儀は返献仕候

辛未十一月廿日

一 任権典事 東京府

壬申五月四日

一 任典事 東京府

明治六年八月九日

一 任大属上等（二字朱字） 東京府

但府県官等御改正（朱字）

同七年十二月三日

一 酒田県七等出仕へ転ス^④

この記録からわかるように、吉田は明治四年（一八七二）に権典事として任官、翌年に典事に昇任（後に法令改正により大属上等）、明治七年（一八七四）に酒田県七等出仕として転任したことがわかる。

吉田は当初營繕掛を命じられているが、東京府で具体的にどのような業務を担当していたのだろうか。

明治五年（一八七二）十月には、東京府周縁部の測量に従事して

いた。十月二十七日に吉田含め四人が今戸辺りから千住、根岸、谷中、音羽辺りまで、翌日には雑司ヶ谷辺りから大久保、四ツ谷辺りまでを測量した。この作業について東京府編修掛から手当が下された文書が残る⁸⁰⁾。

明治六年（一八七三）八月二十五日付で東京府知事大久保一翁から大蔵省事務総裁・参議大隈重信あてに、府県判任官制の改正に伴う人事について上申した文書に吉田の名がみえる。ここでは八月九日付で、吉田は典事から大属上等に職名が変更されている⁸¹⁾。

また同年十一月三十日に東京府から租税寮に東京府租税課人員と分掌事務の名簿を進申した文書にも吉田の名がある。この時点では吉田は「租税課正租掛大属」となっている⁸²⁾。これは当時の東京府の分課とは異なるが⁸³⁾、租税寮からの達（大蔵省明治六年十一月五日達第一五五号）に添付されたひな形に合わせた名称だろう。この名簿をまとめる過程で作成されたと考えられる十一月十五日の文書には、吉田は「郷村取扱分掌」のうち「正租調」を担当するもの一人の筆頭となっている。郷村取扱は府下の村々に関する事務を執る部署であり、「正租調」とは、税の賦課徴収その他を担当したものであろう。こちらが当時の東京府の組織の実態を反映した記述であろう⁸⁴⁾。

意外なものとしては懲戒の記録が残っている。明治七年（一八七四）一月二十四日、東京府は東京裁判所にて、吉田が進退伺を提出したので指揮を仰ぐ旨の文書を発送している。この文書に添付されていたはずの吉田の進退伺は失われているため、その理由については定かではない。これに対して東京裁判所は二月三日、吉田に対して「職制律詔書有違ノ条省台寮司府藩県ノ文書ヲ失錯スル者懲役四十日公罪贖例

図二照 贖罪金四円」⁸⁵⁾の処分を言い渡した。公文書の作成に誤りがあったということであろう。

以上のように、東京都公文書館所蔵の文書等により、これまで知られていなかった吉田の東京府における動向が明らかになった。

吉田はおそらく明治二年（一八六九）三月に鹿児島藩の民事奉行見習となり検地等に従事、同四年（一八七一）十一月に東京府へと転じ、そこでも測量に従事した。それは第一次府県統合が行われた時期であり、鹿児島藩は鹿児島県、都城県に再編され、また関東においても東京府、埼玉県など諸府県が置かれた時期であった。吉田はそのような国の地方制度の変化に合わせ、異動したのであった。

ここで、前述のように、戊辰戦争で吉田と行動を共にした三島通庸の経歴をみてみよう。三島の伝記によれば、鳥羽伏見の戦いでは、「藩の小荷駄方を監督し、幹旋頗る力めたり。小荷駄方は今日の兵站部なり」、また戦後には「藩の会計、民事奉行勤務を命ぜられぬ」、そして明治四年（一八七二）一月には東京府七等出仕となり、「府庁三年を期し、之を測量調査せしむ。通庸之を督す」⁸⁶⁾というように、三島のキャリアは吉田のそれに常に近い。次にみるように、吉田は同年（一八七四）に酒田県七等出仕に転じ、三島の下僚として働くが、三島と吉田はそれ以前から非常に近い関係にあったのである。

四 酒田県での経歴

明治七年（一八七四）十二月三日、吉田は東京府大属から酒田県七等出仕に転じた。『埼玉県行政史 第一巻』、前掲・井上『まゆの国』にはその理由については記載がなく、前掲・宮城の手記には「難治県」

といわれた酒田県で、「三島通庸県令を補佐」したとある。これは同日に酒田県令兼任を命じられた教部大丞三島通庸の下僚として赴任したことを指す。これに先立つ同年十一月三十日、大久保利通の私宅に伊藤博文が訪問し、そこで「酒田県一条ヲ談」^⑧じている。そして三島が県令、吉田が七等出仕に任命された十二月三日の翌日には、両名が大久保邸を訪れている^⑨。伊藤のいう「酒田県一条」とは、前年から酒田県で発生していた山形県庄内一揆（いわゆる「ワツパ騒動」）であり、三島や吉田は、大久保の意向を受けて、それに対処するために派遣されたのであった。

吉田赴任当時の酒田県の職員をみると、吉田は県令三島、参事松平親懐（旧庄内藩家老）、吉田と同じ七等出仕の松宮長貴（元庄内藩中老）に次ぐ序列第四位を占めていた^⑩。従来の官吏を更迭した後は、七等出仕筆頭、県の序列第三位となった。

「ワツパ騒動」とは、明治六年（一八七三）末から同十三年（一八八〇）にわたって現在の山形県庄内地方を中心に展開した、県に対する農民の抵抗運動である。庄内地方を領していた庄内藩は、戊辰戦争で奥羽越列藩同盟の一翼として新政府軍と戦い、敗北した。その領内では人足や戦費の負担に対する不満による農民蜂起が頻発した。そうした状況のなかで同四年（一八七二）に成立した酒田県では、全国でも例外的に県官の全てが旧庄内藩士族であった。これは農民の抵抗を鎮圧するために旧来の支配機構を利用したものと解されている^⑪。

しかし、そうした旧来の体制を維持した酒田県政に対しては、開墾の強制や従前どおりの藩兵組織の維持などに対して、士族集団内部からも不満があふれた。また管下農民に対しても、新政府の方針を意図

的に伝達せず、大きな税負担を求めたので、農民による抵抗運動が生まれた。その焦点となったのが、税を正米でなく貨幣で納める石代納の承認の要求であった。政府はすでに明治五年（一八七二）に石代納を認めていたが、酒田県ではそれを認めなかったのである。米価が高騰すると、農民は損失を受けることになるので、彼らは県政に不満を抱く士族と結びついて、石代納を強く要求し、同時に雑税の廃止などを訴え、また政府に建白書を提出するなどの運動を展開したのである。これに対して県は、抵抗運動指導者の検挙などによって鎮圧しようとしたが、抵抗は容易に収まることがなかった。三島や吉田はそうした状況に対処するために派遣されたのであった。

彼らが酒田県に赴任して一年後の状況について、参議大隈重信が派遣した探偵が報告した文書は以下のようにいう【史料四】。

【史料四】

旧酒田県（開墾ナリ）官民ノ紛擾ハ、十目ノ視ル所、十手ノ指ス所ニシテ、朝廷之を平治セント欲シ、屢々官員ヲ派出セシムト雖モ、苦情愈々起リ余燼未タ消スルヲ得ス。故ニ客冬教部大丞三島通庸君ヲ以テ、該県ノ令ヲ兼任セシメ、七等出仕吉田清英君始メ新任官員数名之ニ随行セラレ、旧任官吏ハ数名辞職セリ。三島県令君寛仁大度歟、旧任官吏ノ苛政横斂ハ因襲ノ弊習、既往ハ咎メニ及ハストナシ（既往ハ咎メス、当時ノ見聞キセサル所也）官員交々各村ヲ巡廻シ、或ハ恐懼、或ハ軟語ヲ以テ、不服ノ農民ヲシテ理解ニ服スルノ請書ヲ強テ出サシメ、方便配慮ヲ尽スト雖モ、農民等猶旧任官吏ノ苛政ヲ改革シ、不当ノ収納ヲ償還セン事ヲ官ニ訴へ、吏ニ迫リ三島君昇任後、已ニ一周年ニ及ヒ、動揺紛々或ハ捕縛拘留トナリ、

或ハ入獄拷訊セラレ結末ハ大抵無罪放免鼎沸更ニ止ムノ日ナシ。就中田川郡ハ鎮撫ノ易カラサルヲ名トシ、飽海郡ニ在ル酒田県庁ヲ廢シテ、田川郡鶴ヶ岡ニ移サン事ヲ乞フ、政府之ヲ許可ス⁴⁰

これによれば、三島赴任一年を経た後においても、農民の抵抗運動は収まる気配を見せていない。県令に就任した三島は、二月には、大区小区の区割りを見直し、抵抗運動の指導者を中心とした従来の戸長・村役人を大幅に更迭するなどの対処を行い、同月下旬には、指導者三七人の口供書を作成し、翌月初頭には、政府に「ワツパ騒動」の経過と対処についての報告書を提出した⁴¹。このことについて、三島文書に含まれる伝記草稿に、「君〔三島〕七等出仕吉田清英等ト拮据勉勵昼夜此騒擾事件ニ従事シ三月ニ至リ口供完結ス⁴²」とある。

この報告書で三島は、指導者の責任を厳しく問う一方、県官は不問に付し、一般農民には処分を行わない方針を示した。これについては、内務省内部からも異論もあつたが、その通り裁可され、四月には、「七等出仕吉田清英を巡村させ、処分の寛典、村民の親睦を説かせた」という⁴³。さらに八月から九月にかけては、三島県令が地租改正のための見分を名目に村々を巡回し、最終的な鎮圧をはかったが、そこでの指導者たちに対する振る舞いは苛烈なものであり、「此巡回中ノ挙動、県令ハ狂人ナリ」と評されるほどであつた⁴⁴。

このような一連の酒田県・鶴岡県の対応に対しては、抵抗運動指導者による政府への建白が行われ、元老院による調査が行われるなどの展開があり、運動は容易に収拾されなかつた。そうした状況のなかで明治八年（一八七五）から翌年にかけての地租改正においては、鶴岡

県では大幅な減租が行われ、また最終的に訴訟に発展、明治十一年（一八七八）六月に下された判決は農民に有利なものとなり、不当に徴収された雑税等の償還が認められた⁴⁵。この間、明治九年（一八七六）には鶴岡県は山形、置賜両県との統合によつて山形県となり、三島は同県令となつた。また吉田は埼玉県に転出した。

前掲【史料四】にみるように、明治七年（一八七四）九月には三島は県庁を酒田から旧城下である鶴岡に変更し、士族の指導者の対処にあたろうとした。また三島は道路建設などの土木事業を進め、同時に県下の教育振興のため、モデルとなる学校（朝陽学校）の建設も行った。ここでは「吉田清英後埼玉県知事等亦奮テ督役ス役夫因テ勞ヲ忘レ日ナラシテ工事ヲ竣フ⁴⁶」というように、吉田が学校建設の中心となつて働いたのであつた。

以上のように酒田県・鶴岡県における吉田は、県令三島の直下で「ワツパ騒動」への対処を行うなどその右腕として働いていたのであつた。

五 『献馬ノ記』をめぐって

明治九年（一八七六）六月十三日、吉田は鶴岡県から埼玉県権参事に転じた。政府による府県の統合のただなかの時期であつた。吉田はまたも国の地方制度の変化のなかで転任を経験したのであつた。

明治六年（一八七三）に群馬県と入間県が統合して成立した熊谷県もまた明治九年（一八七六）八月に廃され、その旧入間県域が従前の埼玉県に統合した。吉田が埼玉県に転じたのはそのような時期であつた。このとき埼玉県では、明治六年（一八七三）十二月二十七日に権令となり、同八年十二月九日に第二代県令となつた白根多助が県政を

担っていて、吉田は埼玉県官吏の序列第二位として、白根県政を補佐した。本節ではそうした県令任命以前の県官時代に吉田が残した記録、『猷馬ノ記』を概観することとした。

新政府は、国情視察と新たな君主の民衆への周知を目的に巡幸を実施した。いわゆる六大巡幸である。明治四年(一八七二)には九州・西国、同十一年(一八七八)には北陸・東海道、同十三年(一八八〇)には甲州・東山道、同十四年(一八八一)には山形・秋田・北海道、同十八年(一八八五)には広島・岡山を巡幸した。

明治十一年(一八七八)の北陸・北海道巡幸は、同年五月二十三日に布告され、十一月九日に終了した。埼玉県には宮城を出発した八月三十日に浦和に宿泊し、桶川、熊谷で宿泊し、九月二日に群馬県新町へと通過した。巡幸に際して、吉田は天皇の鹵簿が埼玉県内を通行する間、乗馬で随行している。吉田はこのために乗馬を購入したが、その乗馬春風号は巡幸の後、明治天皇に猷じられることとなった。吉田はこの経緯を『猷馬ノ記』(個人蔵、一八八〇)にまとめた。この『猷馬ノ記』は吉田のご子孫が保存していたもので、これまで知られていなかったものである。その一部を本稿末尾に抄録した。

『猷馬ノ記』は三〇丁を数え、縦帳に綴じられた冊子である。題簽及び扉には「猷馬記」とあり、本文冒頭には「猷馬ノ記」とある。本文は墨筆で、巻末に春風号及び下賜された銅花瓶の挿絵が掲載されている。内容は吉田が乗馬の購入を検討してから、猷上するまでの経緯が述べられ、次いで宮内省の官吏など関係者への礼状とその答書、親族への書状とその答書などの書状が写されている。以下、その概要について述べる。

『猷馬ノ記』は、猷馬のプロフィールから始まる。猷馬は明治八年(一八七五)四月生まれ、宮城県玉造郡鳴子村の村民遊佐彦右衛門が養育したもので、春風号と名付けられた。

吉田がこの乗馬を求めることとなったきっかけは、明治十一年(一八七八)四月に白根県令の代理として地方官会議に出席した際に遡る。吉田は同会議で旧知の宮城県大書記官成川尚義に会い、同年、天皇が北陸・東海道諸県を巡幸する際には県令とともに供奉する必要がある、そのための乗馬を探していることを相談した。宮城県は名馬の産地だからである。吉田は巡幸が終われば、休暇には乗馬を楽しみたいと考えていた。成川は明治天皇の乗馬白玉もまた宮城県産であるので、名馬を得ることができらうとし、吉田の依頼を引き受けた。七月十八日に至り、成川は吉田に、適当な馬が見つかったとの書状を送った。添付された表によればその代金は、馬代価が二一円、二歳秋から三歳春までの飼料費が五円、その他輸送費や訓練の費用を合わせて合計五〇円であった。吉田はこの書状を得て、直ちに購入する旨を電信で知らせ、馬は同月二十四日に宮城を発し、八月四日に浦和に到着した。

春風号を実見した吉田は、良い馬であることを確信したが、巡幸の供奉に耐えるよう、「輦下車馬輻輳喧聒雑沓の地に於て之に慣れしめ北巡の儀仗鹵簿の盛なるを見て驚駭せさらん」ため、東京の人に訓練を依頼した。

一〇日ばかりの訓練の後、巡幸の日となり、八月三十日には天皇が県庁に到着し、吉田はそこから新町宿まで供奉した。帰路本庄宿での休憩の際には、県令白根など県官とともに、春風号の馬容の愛らしさ

が語られ、また吉田はその強健さをみてとった。

その後明治十二年（一八七九）九月に吉田は、以前宮内省の馭者であり、天皇の外祖父の中山忠能の家従であった、東京に居住する木村介福に春風号の訓練を依頼した。そのことをきっかけに、介福の子で宮内省の官吏であった介一から、春風号を宮内省が購入することを打診された。そして宮内省との交渉の末、天皇の実見を経て、同年十二



銅花瓶表面（左）献馬春風ノ縮図（右）
『献馬ノ記』（個人蔵）のうち

月、春風号は天皇に献上された。

この間に吉田は、吉田と同じく鹿兒島藩出身で宮内省に出仕していた高崎正風と連絡を取り合い、天皇の乗馬が老衰しているなどの事情を知り、また献上にあたっては事前に天皇の内覧を求め、十一月二十五日に実現した内覧の際には馬場参観の機会を得た。

このようにして吉田は春風号を献じたわけだが、同日には永田町の私邸（旧安部氏邸）で祝酒を挙げ、また亡き父母の霊に「児清英ノ馬一朝天家ニ挙用セラル真ニ我家ノ榮ナリ」と告げ、また翌日には浦和の公邸で家族とともに「詔旨ノ忝ケナキヲ以テス挙家大ニ悦ヒ、宝祚ノ万歳ヲ祝シ併セテ家運ノ無窮ヲ祈」ったという。明治期の官吏における天皇に対する認識の一端が垣間見える記述である。

そして十二月五日には徳大寺忠光宮内卿の使者が来訪し、乗馬の献上に対して、銅花瓶一对と金一五〇円を下賜する旨が告げられた。『献馬ノ記』には以上のような、春風号の購入から献上までの経緯が記述されている。

この後段には前述のように、関係者や親族への礼状・答書が記載されている。その内容を詳述することはないが、吉田は乗馬の献上を名誉なことと捉え、それを記録するため、下賜された銅花瓶の作者を詳細に問い合わせるなどしている。また親族や乗馬購入の際の売却者に金員などを贈呈しているようすがわかる。

そして末尾には、「右献馬ノ顛末ヲ摘録スル如此〔改行〕因ニ云フ我家祖先以来三ツ蝶ノ徽号ヲ用ユ 然ルニ右拝領ノ銅花瓶モ亦三ツ蝶ヲ刻セリ之レ偶然相合フ符節ノ如シ故ニ家運ノ祥瑞豈偶然ニアラスト云フモ亦不可ナカラン子孫孫深ク夫レ之ヲ思フテ敢テ忽セニスルコ

ト勿レ」と、下賜された銅花瓶に三羽の胡蝶があしらわれていることをみてとり、それが偶然にも吉田家の家紋と共通することを「家運ノ祥瑞」と喜んでいたのである。

以上のように『猷馬ノ記』は吉田の個人的な記録ではあるが、明治期における乗馬入手のようす、宮内省の活動、そして当該期における官吏の天皇に対する認識の一端を知ることができる資料といえる。

むすびにかえて

以上のように、本稿では吉田清英の、特に県令に任命される前の経歴について再検討を加えてきた。また合わせて新出資料である『猷馬ノ記』の概要について述べた。『猷馬ノ記』についてはこれまで知られていなかった資料であり、大書記官時代の吉田の行動の一端が非常にはつきりとわかる資料である。

吉田の経歴については、まず従来宮城平五郎の手記によって間接的にのみ知ることができた戊辰戦争時や戦後の鹿児島藩時代について、鹿児島藩関係資料などによって、同時期の吉田の職名や行動の一部を明らかにすることができた。吉田は戊辰戦争時には「御徒目付」として小荷駄方の軍務を担い、山陰道から北陸道へと転戦した。また戦後の鹿児島藩では民事奉行見習として、おそらく会計局民事方（後民事局）で検地など民政を担当していた。

東京府時代の経歴についても、従来職名は知られていたが、営繕掛で測量に従事していたことがわかった。鹿児島藩時代の経歴との連続性がある仕事を担っていたのである。そして、転じた酒田県においては県令三島通庸の下僚として、「ワツパ騒動」への対処や土木・建築

に関する事業を実質的に担っていたことが確認できた。

今回吉田の経歴を再検討して明らかになったことのひとつは、三島通庸との近い関係である。本文中でもみてきたとおり、吉田は三島と鳥羽伏見の戦いの時点で、すでに非常に近い行動をとっていたことがわかった。また鹿児島藩における日向国での検地、東京府における測量事業においても三島の下僚として働いたことが推測される。こうした吉田のキャリアが、三島の下僚として酒田県に赴任する背景となつたと考えられる。

この吉田と三島との関係が重要なのは、その三島の下僚として働いた経験がいかに埼玉県政に影響したか、という点であろう。「はじめに」で述べたように、明治十七年（一八八四）、吉田は県令として秩父事件に対処することとなった。そのとき「ワツパ騒動」に対処した経験はどのような影響を及ぼしただろうか。また三島は、酒田県庁を鶴岡に移転させ、鶴岡県に改称した。そして後に赴任した栃木県においても、県庁の栃木町から宇都宮町への移転（明治十七年一月）に際会した。こうした県庁所在地の移転はそれほど一般的なものではない。後に吉田が内務省に上申した埼玉県庁の熊谷移転（未実施）とこうした三島の政策とのあいだには影響関係はないだろうか。今回明らかにした吉田の経歴をそうした施政との関係で検討していくことが必要であろう。同時に、吉田における県令・県知事の時代、本庄で蚕糸業振興に取り組んだ時代について検討を加えることもまた、今後の課題として残されている。

註

- (1) 埼玉県編『埼玉県行政史 第一巻』埼玉県、一九八九、六〇―六二ページ。
- (2) 井上善治郎『まゆの国』埼玉新聞社、一九七七。なお同書における吉田の記述は、「ある知事の晩年―吉田清英小伝―」『巻潮』二〇（埼玉県職員文芸同好会、一九七〇）がもとになっている。
- (3) 青木平八『埼玉県政と政党史』埼玉県政と政党史出版後援会、一九三一。
- (4) 同書では「権参事」と表記しているが誤りであろう。
- (5) 同書ではたんに「書記官」と標記しているが誤りであろう。
- (6) 『文書館紀要』一七、当館、二〇〇四。
- (7) 本庄市史編集室編『本庄市史拾遺』八、本庄市教育委員会、一九六九
- (8) 『埼玉県行政文書』明九〇七―一三三。
- (9) 『埼玉県行政文書』明九〇二―一三七。
- (10) 前掲・宮城「故吉田清英翁御経歴を偲ぶの記」。
- (11) 前掲・宮城「故吉田清英翁御経歴を偲ぶの記」。
- (12) 前掲・宮城「故吉田清英翁御経歴を偲ぶの記」。
- (13) 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝 第一巻』岩波書店、一九九〇、一五〇―一五一ページ。
- (14) 大山柏『戊辰役戦史（上）』時事通信社、一九六八、五七―六二ページ。
- (15) 府藩県三治制の時期については鹿兒島藩と表記する。
- (16) 『慶応出軍戦況（本府）五』大塚武松編『薩藩出軍戦状 第一』日本史籍協会、一九三三、四〇九―四一〇ページ。
- (17) 太政官編『復古記 第一冊』内外書籍、一九三〇、六二七―六二八ページ。
- (18) 『薩藩隊長伊藤祐徳手記』大塚武松編『薩藩出軍戦状 第二』日本史籍協会、一九三三、三二四ページ。
- (19) 前掲「慶応出軍戦況（本府）五」四三八ページ。
- (20) 前掲『西園寺公望伝 第一巻』一六二ページ。
- (21) 『維新史 第五巻』維新史料編纂事務局、一九四二、二七八―二七九ページ。
- (22) 前掲『西園寺公望伝 第一巻』一六二ページ。
- (23) 太政官編『復古記 第六冊』内外書籍、一九二九、二三九―二四三ページ。
- (24) 前掲『西園寺公望伝 第一巻』。

- (25) 鹿兒島県編『鹿兒島県史 第三巻』鹿兒島県、一九四一、五三一―五四二ページ。
- (26) 『太政官日記』太政官日記（国立公文書館 誌〇〇〇五八一―〇〇〇）。
- (27) 『明治四年秘書進退録第一種東京府冊ノ一』（東京府公文書）六〇一 A 一二。
- (28) 『公文録』明治四年・第百二十巻・辛未七月―十二月・正院達并各局伺（国立公文書館 公〇〇五七二―二〇〇 〇〇七）。
- (29) 前掲・宮城『温古録』の「経歴書」にも「宮繕掛可相勤事」の記事がある。
- (30) 『明治自五至七年秘書転免履歴第一種東京府冊ノ二』（東京府公文書）六〇一 A 一六。
- (31) 『文謀彙載』第三号（記録科編修）自明治五年至同九年 典事吉田清英外三名府内外為測量巡行いたし候に付御手当受取申度出納掛へ被仰渡可被下候事 編輯掛 明治五年一月（『東京府公文書』六〇八 D 七 〇三（* 〇三二））。
- (32) 『大蔵省往復録（記録科）』明治六年八月九日 府県判任官制法改定の辞令 大属上等へ（『東京府公文書』六〇六 A 七 〇四（* 〇〇二））。
- (33) 東京都公文書『大蔵省往復録（記録科）』明治六年一月三〇日 三〇日現在の租税課人員（『東京府公文書』六〇六 A 七 〇四（〇〇二））。
- (34) 『東京都組織沿革』（東京都公文書館ウェブサイト）。
- (35) 宮城『温古録』の「経歴書」にも五月同日付で「郷村掛可相勤事」とある。なお翌年には「下議院御用掛可兼勤事」の記事がある。
- (36) 『明治七年自一月至十二月司法省往復録』（『東京府公文書』六〇六 B 三 一一）。
- (37) 平田元吉『三島通庸』平田元吉、一八九八、三一―三六ページ。
- (38) 『大久保利通日記 下』日本史籍協会、一九二七、三五六ページ。
- (39) 前掲『大久保利通日記 下』三五七ページ。
- (40) 三島文書『酒田県職員名簿』山形県編『山形県史 資料編二 明治初期下』巖南堂書店、一九六二、二ページ。なお明治九年二月には七等出仕序列第一位となっていた（西村隼太郎編『官員録 明治九年二月改正』西村組出版局、一八七六、一三二丁）。
- (41) 『解説・解題』鶴岡市史編纂会編『鶴岡市史資料篇 荘内史料集一七 ワッパ騒動史料 上巻』鶴岡市、一九八一。「ワッパ騒動」については同書を参照。
- (42) 大隈文書『鶴岡県景況報告』鶴岡市史編纂会編『鶴岡市史資料篇 荘内史料

集一七 ワツパ騷動史料上巻』鶴岡市、一九八一、一七七ページ。

(43) 佐藤誠明『ワツパ騷動と自由民権』校倉書房、一九八一、二五八ページ。

(44) 三島文書「伝記未定稿 一」前掲・『山形県史 資料編二 明治初期下』三九二ページ。

(45) 前掲・佐藤『ワツパ騷動と自由民権』二五九ページ。

(46) 前掲・佐藤『ワツパ騷動と自由民権』二六一―二六三ページ。

(47) 前掲「解説・解題」鶴岡市史編纂会編『鶴岡市史資料篇 荘内史料集一七 ワツパ騷動史料 上巻』三〇―三二二ページ。

(48) 前掲・三島文書「伝記未定稿 一」三九七ページ。

【資料】『猷馬ノ記』(抄)

※紙幅の関係上、抄録することとした。

※通読の便を考慮し、適宜読点を付した。

猷馬ノ記

猷馬ハ明治八年四月ヲ以テ陸前国玉造郡鳴子村ニ産シ村民遊佐彦右衛門ノ養育スル所ナリ、後春風ト名ツク、其齡タル十二年十一月ハ即四年七ヶ月ニシテ軀幹四尺七寸五分駿骨隆然皮毛駒色ヲ為シ四蹄強健性質順良真ノ龍種ト謂ツヘキナリ、是ヨリ先明治十(一説)年四月政府地方官會議ヲ東京ニ開ク、余県令ニ代リテ之ニ赴ク、宮城県大書記官成川尚義亦来リ会ス、尚義ハ余ノ旧識ナリ、余一日尚義ニ語テ曰ク聞カ如ク

聖上今年ヲ以テ北陸東海ノ諸県ニ巡幸セラルルト、果シテ然ラハ余県令ニ次キテ供奉セサルヘカラス、故ニ今其乗ヲ求ントス、幸ニ其乗ヲ

得ハ公暇乗リテ以テ田野ニ徜徉シ聊以テ吾意ヲ娛マシメント欲ス、而シテ宮城ハ多ク馬ヲ産スルヲ以テ之ヲ以テ之ヲ購求スルヲ得ヘキヤ、願クハ周旋ヲ君ニ煩ハサント、尚義曰ク諾且曰ク

聖上ノ御乗白玉已ニ宮城ノ産ナルニヨリ此ニ就テ之ヲ求メハ必ス龍種アルヘシ、吾將ニ扱ヒテ之ヲ送ラント、幾モナク會議終リ尚義宮城ニ歸リ其年七月十八日ヲ以テ書ヲ余ニ寄セタリ、其書ニ曰ク、

御乗馬之儀帰県後数馬点検仕候得共直ニ御用可相成良馬見当リ不申甚苦心罷在候内漸ク此程一頭相探申候、三十日モ乗仕込候ハ、十分御用可相成其内

御巡幸モ可被仰出哉ニ伝承候間甚心急致シ不取敢別紙表相添備御覽候、五才ニ至リ候ハ、七寸八寸迄ハ丈モ伸可申随分人目ヲ驚カス程ニ可立至奉存候、方今専ラ仕込中ニ候得共其前込モ御用不相成馬ニハ無之候間否至急御報答被成下度云々

〔表略〕

余此ノ書ヲ得テ喜甚シ、速ニ電信ヲ以テ之ヲ購求センコトヲ報ス、是ニ於テ尚義馬丁竹村清兵衛ヲシテ春風ヲ率キ七月廿四日宮城ヲ発セシメ八月四日武蔵国北足立郡浦和ニ着ス、浦和ハ埼玉県庁所在ノ地ナリ、余遂ニ之ヲ相スルニ骨格整然真ニ良馬タルコトヲ知ル、因リテ謂フニ緩急用ヲ為スハ此ノ馬ナリト、然レトモ雛駒タルヲ以テ驅馳不練ニシテ直ニ用ウルニ堪エサルヲ恐ル、適東京ノ人野田知恒来ル余之ニ春風ヲ托シテ曰ク、北越巡幸ノ日ニ当リ之ヲ挙ケテ以テ供奉ノ用ニ供セント欲ス、願クハ輦下車馬輻輳喧聒雜沓ノ地ニ於テ之ニ慣レシメ北巡ノ儀仗鹵簿ノ盛ナルヲ見テ驚駭セサランコトヲ、知恒力曰ク善シ、遂ニ清兵衛ヲシテ率キテ知恒ノ許ニ至ラシム、知恒馳驅練習僅十余日ニシ

テ北巡ノ日ニ際ス、乃八月三十日聖駕庁下浦和ニ至ル、乃行在所ヨリ
供奉シテ群馬県下新町駅ニ至ル、帰路県令白根君及僚属ト供ニ本庄駅
ニ憩フ、白根君曰ク貴乗既ニ名アリヤ否、対ヘテ曰ク春風ナリ、君曰
ク春風不可ニ非ラスト雖其形ノ愛スヘキ柔順ナルコト阿嬢ノ如シ、而
シテ能ク此長途ノ供奉ニ耐ユ、故ニ更メテ阿幸ト名ツケハ如何ト、一
坐相視テ大ニ笑フ、盖国音阿幸御幸相通スレハナリ、既ニシテ浦和ニ
帰り各官ノ所乗ヲ驗スレハ皆疲ル、独春風疲憊ノ状ヲ現ハサス、其強
健余力アル知ルヘキナリ、爾後及川仙寿郎ヲ聘シ又岡本辰曹ト共ニ朝
夕之ヲ鍊乗シ馳驅意ノ如クナルヲ覺フ、然レトモ尚熟達セシメント欲
シ十二年九月春風ヲ東京ニ遣シ木村介福ニ托ス、介福ハ嘗テ宮内省ノ
馭者ニシテ令従一位中山忠能ノ家従タリ、鍊乗月余ニシテ馳驅大ニ熟
ス、復昔日ノ春風ニ非サルナリ、初春風ヲ介福ニ托スルヤ数日介福ノ
男介一來ル、介一ハ宮内省十五等出仕タリ、余ニ語りテ曰ク貴乗甚善
シ、因リテ同寮馭者相謀リ宮内卿ニ請フテ之ヲ購ヒ御馬ト為サント欲
ス、子能ク之ヲ沽ルコトナキヲ得ンヤ、余曰吾此馬ヲ愛スルヤ慈母ノ
赤子ニ於ケルカ如ク參養鞠育至ラサル所ナシ、且今尊嚴ニ托シテ之ヲ
馳驅練習セシム此豈一朝ニシテ割愛スルコトヲ得ンヤ、然レトモ
聖上ノ御乗トナルコトヲ得ハ謹ミテ之ヲ獻セント、介一強ユルコト能
ハスシテ去ル、後聞ク、介一春風ヲ率キテ宮内省ニ出ツ時ニ馭者數輩
厩ノ馬場ニ於テ春風ニ乘リ小銃ヲ発シテ之ヲ試ム、春風神色自若タリ
ト、適十一月三日余ノ郷友高崎正風ノ書至ル、正風ハ宮内省四等出仕
タリ、其書ニ曰ク

近來御料之御馬追々老衰相成、方々搜索相成候処、老兄御飼馬余程ヨ
ロシク追々必ス御召ニモ可相成馬柄ト馭者輩鑑定之上御買入之儀宮内

省江申立候由、然ルニ従前ト違ヒ人之愛玩スル物品ヲ直ニ御用ニテ引
揚候儀ハ決テ不被遊事ニ相成居候ニ付前件ニ依リ随分御手放シ相成リ
候哉、或ハ御献上ニモ相成候カ、又ハ当分無ニ之御愛慈ニテ右之都合
ニ相成リ候テハ御迷惑之御内情ニ候哉表向及御掛合ニ候テハ自然御迷
惑之次第モ難計ニ付、小生同県之好ヲ以テ無御遠慮御内情之処御尋申
上具候様内々土方宮内少輔ヨリ依頼ニ付、此段得御意候云々
余答書ヲ作ル、其略ニ曰ク謹ンテ承ク、方今御馬老ユルヲ以テ清英ノ
飼馬ヲ拳ケラレント、清英ノ榮大ナリ、然レトモ希クハ一タヒ
叡覽ヲ汚シ幸ニ嘉納アラハ之ヲ獻セン、因リテ参考ノ為メ春風ノ履歷
ヲ呈ス、請フ宜ク執奏アランコトヲ、越テ十三日正風ノ書復至ル、其
書ニ曰ク

御愛馬之一件御内情縷々御漏洩被下早速土方少輔江陳述致シ置候処、
御内覽被遊候上御決定相成候事ニ致治定候間、早々為御率相成候様御
通知可申上具候旨土方氏ヨリ承リ候ニ付、此段早々得御意候云々
余此書ヲ得テ速ニ上京セントス、然レトモ公務鞅掌果サス、其月廿四
日ヲ以テ春風ヲ率キテ正風ヲ訪フ、正風曰ク貴乗ノ事タル御厩課長宮
内権大書記官建野郷三与リ知ルヲ以テ事々宜シク同氏ニ謀ルヘシト、
因リテ直ニ郷三ヲ訪ヒ之ニ語りテ曰ク、頃日清英ノ飼馬誤リテ
天聴ニ達シ
叡覽ヲ賜ハラント欲シ内旨ヲ高崎宮内省四等出仕ヨリ伝ヘラル、清英
謹テ恩命ヲ領シ茲ニ春風ヲ率キ来ルト、郷三曰ク当今習志野其他遠地
ノ

行幸ニ当リ御乗ニ堪フル者鮮ナシ、因リテ良馬ヲ得ント欲シ、之ヲ物
色スルニ貴乗其撰ニ当ル、因リテ茲ノ拳アリ余乃内請ス此ノ馬

叡覽ニ供スルアラハ飽マテ御試アランコトヲ、且近来介福ノ練乗スル所ナレハ希クハ

叡覽ノ時一度介福ノ乗馬ヲ許サレンコトヲ、郷三曰ク故事ニ其職ニ在ラサル者御苑於テ乗馬ヲ許サレシコトナシ、故ニ介福ノ男介一ヲシテ之ニ代ラシメン、否ラサレハ馭者宮下幸知、目加田雅周等其人ナリ、余曰ク此敢テ願フ所ニアラス、清英願ハクハ春風

叡覽ノ時御馬場ノ參觀ヲ許サレンコトヲ、郷三曰ク君ハ地方ノ清要ニ居ルヲ以テ不可ナカルヘシ、然レトモ卿輔ノ裁可ヲ經テ之ヲ報スヘシト、翌廿五日詰朝郷三ノ書至ル、其書ニ曰ク

昨日及御談候御手馬御内覽之儀ハ本日午後四時御乗馬之節可被遊叡覽旨被仰出候間、同刻御馬御引連貴官当省江御出頭有之度、此段及御通知候也

余此ノ書ヲ得テ同日午後三時ヲ以テ春風ヲ率キテ宮内省ニ至リテ郷三ニ面ス、郷三曰ク昨日内請セラレシ御馬場參觀ノ事ハ既ニ許可セラル又

叡覽ノ時介福ヲシテ春風ニ乗ラシムルコト是亦特ニ許サル、因リテ本日介福ヲ当省ニ召シテ既ニソノ旨ヲ伝ヘタリト、時ニ辰表四時ヲ報セリ、忽雜掌来リ報シテ曰ク

聖上將ニ出御アラント、因リテ郷三ト共ニ御苑ノ馬場ニ至ル、場中ノ形勢タルヤ長方形ニシテ仮リニ之ヲ中断シ南北二場トナス、是ニ至リ聖上南ノ馬場ニ於テ近臣十五六騎ト共ニ御乗アリ、遂ニ北ノ馬場ニ移リ便殿ニ入ラセラル、是ニ於テ

叡覽ヲ賜フ、時ニ詔アリ春風ニ乗ラシメヨト、介福直ニ春風ニ乗り序破ノ二法ヲ以テ馳駆スルコト数回、時ニ前ノ十五六騎ハ皆轡ヲ按シテ

埒ニ倚ル、春風漸ク急ノ法ニ移ル、按轡ノ騎者一齊之ニ応シ縱横馳騁ス、少焉アリテ侍従長山口正定ニ詔シ二等馭者山口融ヲシテ洋鞍ヲ置キ之レニ乗ラシメヨト、正定詔ヲ融ニ伝フ、融直ニ馬具ヲ装フ、此時聖上モ亦近臣十余騎ト共ニ復南ノ馬場ニ於テ御乗アリ、融後ヨリ騎シテ南ノ馬場ニ入ル

聖上親シク春風馳駆ノ状ヲ臨視セラレ敕シテ良馬ナリト称セラルコト数々、清英拝シテ馬場ノ側ニアリテ其馳駆ノ状ヲ觀、且遙ニ

叡旨ヲ聞クノ榮ヲ得タリ、時ニ郷三来リ謂フテ曰ク、春風ハ叡慮ニ協ヘリ、君之ヲ獻スルニ意アリヤ否、余曰ク素ヨリ願フ所ナリ速ニ之ヲ獻セント、是ニ於テ郷三馭者ニ命シテ春風ヲ御既ニ入ラシム、既ニシテ

聖上還幸ス、因リテ郷三ト共ニ宮内省ニ至ル、郷三語リテ曰ク聖上旨アリ、馬主若志アリテ

朕ニ托スル事アラハ之ヲ養フヘシト、余答テ曰ク

叡慮ノ寛弘ニシテ德音ノ優渥ナル特リ此ノ獻馬ノミナラス、之ヲ推シテ斯民ヲ慈仁セラル、至愛至重ナル、誰カ感泣セサル者アランヤト、時ニ日既ニ没シ灯火省門ニ上ル、余將ニ辞シ去ラントス、郷三慰藉シテ曰ク、平生養養スル所ノ愛馬一朝之ヲ獻ス、君ノ愛惜ノ情想フヘシト、余曰ク然ラス、鄙人不練ノ馬

至尊ノ御乗トナル、清英ノ榮焉ヨリ大ナルハナシ、去ルニ臨ミテ直ニ御既ニ赴キ融ニ会フ、融曰ク春風ハ方今無比ノ神駿ナリ、深ク

聖慮ニ協ヒ天顏殊ニ麗ナリ、清英之ヲ聞キ益喜ヒ拜舞シテ直ニ永田町ノ私邸ニ帰ル、邸ハ旧諸侯安部氏ノ居ナリ、獻馬ノ事ヲ以テ姉夫田原休八ニ告ク、速ニ清酌庶羞ノ奠ヲ具シ、敬ミテ我カ考妣ヲ祭り之ニ告

ケテ曰ク、児清英ノ馬一朝天家ニ举用セラル、真ニ我家ノ榮ナリ、願
ハクハ黄泉ノ下幸ニ之ヲ領セヨト、即夜在京ノ親族ヲ会シ祝酒ヲ挙ク、
翌廿六日直ニ臬邸ニ婦リ妻子ニ告クルニ
詔旨ノ忝ケナキヲ以テス、挙家大ニ悦ヒ

宝祚ノ万歳ヲ祝シ、併セテ家運ノ無窮ヲ祈ル、越テ十二月五日宮内省
ノ仕人江口忠光至ル、余迎ヘテ之ヲ見ル、忠光徳大寺宮内卿ノ翰教ヲ
伝フル左ノ如シ

先般乗馬一頭献上被致候ニ付

思召ヲ以テ別紙目錄之通下賜候条後落掌可有之候也

明治十二年十二月五日 宮内卿徳大寺実則

埼玉県大書記官吉田清英殿

一 銅花瓶 一對

一 金百五十円

右薰沐再謹ミテ領収書ヲ呈シ而シテ忠光ヲ饗ス、因リテ復清酌庶羞ノ
奠以テ我祖考ノ靈ヲ祭り、告クルニ

天賜ノ忝キヲ以テス、此日県令白根君及裁判所判事湯川彰及県庁各課
長等ヲ招キ之ヲ饗シテ聊カ祝意ヲ表ス、越テ九日徳大寺宮内卿以下四
人へ謝書ヲ呈スルコト左ノ如シ

私儀

飼養之馬先般進献仕候処

思召ヲ以銅花瓶一對金百五十円下賜候旨

閣下御直翰ヲ以拝領被 仰付難有仕合奉存候、猶参省之上御礼可奉

申上候、恐惶謹言

十二月九日 埼玉県大書記官吉田清英

徳大寺宮内卿殿

〔中略 略した部分には以下の内容が含まれる。土方宮内少輔、山岡
宮内大書記官、建野宮内権大書記官宛礼状。徳大寺宮内卿、土方宮内
少輔、山岡宮内大書記官、建野宮内権大書記官からの答書（山岡の答
書では、吉田による花瓶作者についての質問に対して、「石川県下加
州金沢銅器会社に於て製造致候品」だが、作者ははっきりしないと回
答している）。成川宮城大書記官、千阪石川県令宛書状〕

同十七日郷鹿兒島ノ親族へ左ノ書ヲ送ル

一書拜啓霜冷相加候処御家内様被為揃益御清福奉恭賀候、二ニ小生共
一同無異条罷在候間御安意可被成下候、然ハ飼養之乗馬曾テ宮内省四
等出仕高崎正風氏来書ニ

聖上御馬近來方々御搜索相成候処貴兄飼馬宜敷追々必ス御料馬トモ相
成馬柄ニ付御買上之儀馭者輩宮内省へ申出、就テハ随分御手放相成候
哉、御内情承呉候様土方宮内少輔ヨリ依頼ニ付無遠慮申越候様云々有
之往復之末、客月廿五日赤阪仮皇居園中御馬場ニ於テ觀覽被為在候処

聖意ニ協候、詔旨拝承誠ニ難有速ニ献上仕候処過ル五日不存寄徳
大寺宮内卿御直翰ヲ以テ銅花瓶一對金百五十円拝戴難有仕合御座候、因テ永
ク家之宝蔵献馬之事由記載中ニ付整調之上差上申度、聊ニハ候得共祝
酒料金一円ツ、進呈仕候間御笑納被下度、右為御吹聴大略如此御座候
恐々頓首

十二月十七日 吉田清英

吉田勢十郎様

二白、祖先ノ墓前へ御神酒料トシテ金一円差上候間可然御取計被下
度、金円ハ都テ郵便為換券別紙一葉差上候間乍御手数御落掌御配分被
成下度願上候也

同日吉田七郎、鎌田源蔵、前田勇平、鮫島吉大、迫市蔵等ニ前文ノ如
ク追書ヲ省キタル書ヲ送レリ

〔中略 なお略した部分には以下の内容が含まれる。木村介福宛書状、
吉田勢十郎外二名、成川宮城大書記官、千阪石川県令からの答書。目
賀田雅周からの書状〕

献馬春風ノ縮図左ノ如シ

春宜写〔朱印〕

該図ハ春風ノ写真ヲ宮内省ニ進献センカ為メ写真セシヲ画師齋藤幸
直ヲシテ写サシムルモノナリ〔馬図一点、前掲図版参照〕

参考ノ為メ高崎四等出仕へ送リタル春風ノ履歴左ノ如シ〔後掲参考図
版参照〕

銅花瓶ノ縮図左ノ如シ

口径三寸一分五厘、底径三寸一分、胴ノ廻リ一尺五寸、丈ケ九寸四
分、模様金銀象眼ニシテ前面ハ萍蓬草裏面ハ秋海棠ナリ、之ニ加フ
ルニ各翻々繚繞タル三ツ蝶アリ〔花瓶図四点、前掲図版参照〕

右献馬ノ顛末ヲ摘録スル如此

因ニ云フ、我家祖先以来三ツ蝶ノ徽号ヲ用ユ、然ルニ右拝領ノ銅花
瓶モ亦三ツ蝶ヲ刻セリ、之レ偶然相合フ符節ノ如シ、故ニ家運ノ祥
瑞豈偶然ニアラスト云フモ亦不可ナカラン、子子孫孫深ク夫レ之ヲ
思フテ敢テ忽セニスルコト勿レ

献馬之記 終

明治十三年五月

従六位吉田清英謹識

参考図版 春風履歴表

履 歴

名 馬		分 挽 年 月		毛 色		駁 系		駮 系			
春 風		明治八年 四月生		駒		機駒九歳鬼首村 産六歳ニシテ精々 タラレ馬ナリ馬名 萬里		駒八歳鳴子 村之産			
産 所		備 考		檢 査 人		生 育 人					
陸前國玉造 郡鳴子村産		馬小、難其實美、 且良、前芝輪、巧、 鑑、良、肝不強、不柔、 良、小旋在臥水、 ノ微五調、至、丈、四尺七 寸、余、ハ、吹馬、ハ、抽、		明治十二年十月 四年七月 四尺七寸五分		鹿兒島縣士族 埼玉縣北足立郡浦和寄留 吉田清英		陸前國玉造郡 鳴子村 遊佐彦右衛門			
四 電 信 直											